ふるさと納税を活用した地域産品創出事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、設備投資等による事業者の所得向上及び事業拡大による雇用創出や、地域経済の活性化及び産業振興、並びにふるさと納税寄附額増に資するため、予算の範囲内においてふるさと納税を活用した地域産品創出事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、宮崎市補助金等交付規則（昭和５０年規則第１９号。以下「規則」という。）、その他の法令及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「事業者」とは、本市で事業を営み、又は営もうとする個人または法人をいう。

（２）「ふるさと納税」とは、個人が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき総務大臣に指定された市町村等に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附額のうち２，０００円を超える部分について、寄附金税額控除により所得税と住民税から原則として全額が控除される制度をいう。

（３）「クラウドファンディング」とは、宮崎市長（以下「市長」という。）が別途定める公募要項等に基づき採択された事業を、ふるさと納税の仕組みを活用して、宮崎市（以下「本市」という。）が指定するインターネットサイトで寄附を募集し、その事業に必要な資金を調達することをいう。

（４）「返礼品等」とは、本市が寄附金の受領に伴い寄附者に対して提供する、本市の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの（以下「地域産品等」という。）であって、地方税法の規定に基づく告示等により総務大臣が定める基準に適合するものをいう。

（５）「ふるさと納税返礼品提供事業者」とは、ふるさと納税制度を活用し、本市へ寄附を行った寄附者に対し、返礼品等を提供する事業者をいう。

（６）「ポータルサイト」とは、本市がふるさと納税制度を活用し、寄附募集を行う窓口となる民間企業等が運営するインターネットサイトをいう。

（交付の対象）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、「ふるさと納税を活用した地域産品創出事業」クラウドファンディング対象事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という）が、対象事業者として採択した者（以下「採択事業者」という。）のうち、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後５年以上、ふるさと納税返礼品提供事業者として、返礼品等の提供に取り組む意思がある事業者又は返礼品提供を前提に本市に立地しようとする事業者とする（以下「補助事業者」という。）。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。

（１）事業の実施主体でない者

（２）クラウドファンディング実施にあたり設定された目標金額を達成していない者

（３）市内に事業所等を設置（予定含む）し、自らの責において継続して事業に取り組む意思がないと市長が認める者

（４）公序良俗に反する行為を行った者又はそのおそれがある者

（５）宮崎市税の滞納がある者または宮崎市税の納税義務者でない場合は国税の滞納がある者（納税猶予等の措置を受けている場合を除く）

（６）宮崎市暴力団排除条例（平成２３年１２月１６日条例第４７号）第２条第１項第１号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

（７）宮崎市ふるさと納税返礼品提供事業者として登録できない者

（８）前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当であると市長が認める者

（選定委員会の設置）
第４条　市長は、前条の採択事業者の審査、選定、採択を行うため、選定委員会を設置する。

２　選定委員会の設置については、市長が別に定める。

（交付の対象及び補助率等）
第５条　市長は、補助事業者が行う返礼品等として提供できる新商品等の開発や既存商品等の品質及び生産性の向上など、経営力向上に資するものであって、その事業の用に直接供し、本市に設置する新たな設備等へ投資する事業（以下「補助事業」という。）に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
２　補助対象経費の区分、補助率及び限度額については、別表に規定する。
３　前項の規定により算出した補助金の額に　１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。
４　市長は、採択事業者が交付決定前に、補助対象事業の実施に不可欠な経費で事前着手が必要であると認められる特別の理由があると認めるときは、採択事業者からの事前着手の届出（様式第６号）をもって、本補助金の交付対象とすることができる。
５　市長は、前項の届出を受理したときは、これを承認し、事前着手承認通知書（様式第７号）により採択事業者に通知するものとする。ただし、採択事業者が第３条各号に該当した場合、本通知は効力を失う。

（交付の申請）
第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（規則様式第１号）に添えて、次に掲げる書類（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
（１）事業計画書（様式第１号）
（２）収支予算書（様式第２号）
（３）宮崎市暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書（様式第３号）
（４）滞納無証明書
（５）その他、市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）
第７条　市長は、申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（規則様式第２号）により申請者に通知するものとする。
２　市長は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（計画変更の承認等）
第８条　補助事業者は、当該事業計画において、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助計画変更承認申請書（規則様式第３号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
（１）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき。
（２）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
２　市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上、計画変更が妥当であると認められるときは、これを承認し、補助金変更承認通知書（規則様式第４号）により補助事業者に通知するものとする。

（軽微な変更の範囲）
第９条　第８条第１項第１号の規定による軽微な変更とは、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）補助対象経費の２０％以内の減少
（２）事業の趣旨に影響を与えない変更

（契約等）
第１０条　補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、事前に相手方との契約について市の承認を得るものとする。
２　補助事業者は、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため、必要に応じて市が行う調査に協力をするよう措置をしなければならない。
３　市長は、補助事業者と契約する事業者が、市からの指名停止措置等が講じられていることを知ったときは、必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害時の場合の措置）
第１１条　補助事業者は、非常災害等により被害を受けたために補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告するものとする。
２　市長は、前項の報告を受けたときは、内容を調査し、必要な措置を講ずるものとする。

（状況報告）
第１２条　補助事業者は、市長が状況報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）
第１３条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して３０日以内に、次に掲げる書類を添付のうえ実績報告書（規則様式第４号）を市長に提出しなければならない。
（１）事業実施報告書（様式第４号）
（２）収支決算書（様式第５号）
（３）補助対象経費に係る領収書の写し
（４）その他市長が必要と認める書類
２　補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できないときは、市長に速やかに報告しなければならない。
３　市長は、前項の報告を受けたときは、内容を調査し、必要な措置を講ずるものとする。

（補助金の額の確定等）
第１４条　市長は、前条第１項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び現地調査等、完了検査を行う。
２　補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（規則様式第６号）により通知する。

（補助金の支払）
第１５条　この補助金は、精算払いとする。

（特則）
第１６条　補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度から５年間は、当該提案事業を継続するとともに、年度ごとの活用状況等について、事業実施報告書（様式第８号）により、市に報告しなければならない。
２　市長は、補助事業者が事業を継続しなかったときは、未履行期間中の事業実施状況を精査し、交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。
３　前項の規定において、ふるさと納税制度が法律により廃止された場合において、法律が廃止された年度以降に事業継続しなかった場合はこの限りではない。
４　市長は、必要に応じて、補助事業完了後の状況について報告を求めることができるものとし、補助事業者は市長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
５　補助事業者が、天災地変、経済危機、その他不可抗力により補助事業が完了した日の属する年度から５年間のうちに補助を受けた事業の遂行が困難になったときは、市長に報告しなければならない。

６　前項の報告を受けたときは、内容を調査し、必要な措置を講ずるものとする。

（その他）
第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表　補助対象経費及び補助率

補助対象経費	本事業を実施するために直接必要な経費 ・土地取得費（測量費、造成費を含む） ・施設整備費 ・施設・設備の撤去に係る経費 ・土地建物等賃借料 （補助事業着手から完了までの期間（最大24月）に限る） 【土地取得費を交付の対象とする要件】 ※プロジェクト提案時点で具体的な候補地の選定が完了していること。 ※新たな工場等の設置を伴う事業であること。 ※既存工場等も含めて、全体の生産能力を減少させる等でないこと。 ※土地取得等の契約後３年以内に工場等の稼働を開始すること。 ※新規雇用の創出、雇用者数の増加につながること。
補助対象外経費	・公租公課 ・消費税及び地方消費税 ・官公署に支払う手数料等 ・人件費 ・飲食費 ・交際費 ・商品開発費（デザイン費含む） ・その他市長が不適切と認める経費
補助率	補助対象経費の10分の10以内
補助金の額	補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。 ただし、本事業に係るクラウドファンディングにおいて、ポータルサイトで受領した寄附金の2分の1に相当する額を上限とする。 また、補助対象経費について、本補助金と他の補助金を併用する場合において、その合計が補助対象経費を超えるときは、本補助金の交付決定額から超過額を差し引いた金額を支給するものとする。
補助金総額の限度額	補助対象経費の総額